

施設等利用給付の対象とならない預かり保育事業

下記の一覧は、預かり保育事業を実施していない、又は子育てのための施設等利用給付の確認を受けていないため、施設等利用給付の対象とならない預かり保育事業です(※1・2)。

この施設に在園する方が認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(以下「認可外保育施設等」といいます。)を利用した場合、認可外保育施設等の利用料が施設等利用費の支給対象となるかを公表しています。

(令和4年4月1日時点)

公立・私立 の別	施設又は事業所の名称	左の施設又は事業所の所在地	認可外保育施設等の施設等利用 費の支給可否 ※3	
			可=○	備考
私立	認定こども園旭ヶ丘学園	吹田市朝日が丘町1-5	×	
私立	幼保連携型認定こども園千里山やまと学園	吹田市山手町2-17-22	×	
私立	認定こども園かんらんこども園	吹田市南金田2-18-7	○	
私立	千里ニュータウンこども園	吹田市佐竹台2-3-1	×	
私立	吹田くすのきこども園	吹田市南吹田5-20-7	×	

※1 預かり保育事業には、私学助成(預かり保育推進事業)、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ・Ⅱ)、幼稚園における長時間預かり運営費支援事業、公的支援を受けていない自主事業を含みます。

※2 施設等利用給付認定は預かり保育の利用を保障するものではありません。預かり保育の利用については各園にお問い合わせください。

※3 在園している認定こども園・幼稚園が預かり保育事業を実施していない、又は実施しているが十分な水準(平日の教育時間を含めた提供時間数が8時間以上かつ年間実施日数が200日以上)でない場合、認可外保育施設等の利用料が施設等利用費の支給対象となります。